

セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備の 型式試験確認に係る業務規程

平成10年3月13日危保規程第6号
最終改正 令和3年10月20日危保規程第27号

第1 目的

本業務は、セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備（以下「固定泡消火設備」という。）の構造、機能等に関する試験確認を行い、もって固定泡消火設備の性能水準を確保し、給油取扱所関係者等の申請事務及び消防機関の審査・検査事務の効率化に資することを目的とする。

第2 業務の制度と対象

本業務は、セルフサービス方式の給油取扱所に設置する固定泡消火設備を対象として、型式試験確認により行うものとする。

第3 試験確認の方法

- 1 固定泡消火設備の型式試験確認（以下「試験確認」という。）は、固定泡消火設備が「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第32条の6及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成10年3月13日消防危第25号）の基準に適合するものであることの確認を、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が定める「セルフサービス方式の給油取扱所に設置するパッケージ型固定泡消火設備の型式試験確認実施要領」（以下「試験確認実施要領」という。）により行うものとする。
- 2 試験確認は、4(1)に定める固定泡消火設備の型式区分ごとに、同一の型式区分に属する対象設備から試験に供するものを抜取り行うものとする。ただし、同一の型式区分の対象設備に複数の機種がある場合においては、当該試験に供する機種以外の機種についても、当該試験に供する機種と構造、機能等を異にする部分、箇所について試験確認を行うものとする。
- 3 試験確認を受けた固定泡消火設備の構造、機能等に変更を加えた対象設備について試験確認を受けようとする場合において、当該試験確認を受けようとする対象設備が4(2)の規定に照らし、既に試験確認を受けた対象設備と同一型式として区分される場合には、同一型式の変更に係る試験確認として取り扱い、同一型式として区分されない場合には、別型式に係る試験確認として取り扱うものとする。
- 4 固定泡消火設備の型式区分、同一型式の範囲等は、次のとおりとする。
 - (1) 型式区分
 - ア 水平放出方式
泡放出口を固定給油設備が設置されるアイランド側面に設置し、水平に泡を放出するもの
 - イ 下方放出方式

泡放出口を固定給油設備上方のキャノピー等から立ち下げて設置し、下方に泡を放出するもの

(2) 構成及び同一型式の範囲

固定泡消火設備は、泡消火薬剤貯蔵容器、加圧容器、混合装置（泡消火薬剤を混合するものに限る。）、泡放出口、選択弁、起動装置等から構成されたものとし、(1)に定める放出方式、使用する泡消火薬剤の種類及び加圧方式が同一の組合せのものを同一型式として区分するものとする。

5 試験確認を受けた固定泡消火設備に係る変更の区分は、重変更及び軽変更とする。この場合において、重変更及び軽変更は、次の区分によるものとする。

ア 重変更

泡消火薬剤貯蔵容器の内容積の変更 放出口の設置数の変更 放出口の口径又は形状の変更 放出弁又は選択弁の変更 加圧用ガス容器の充填量又はガスの種の変更
--

イ 軽変更

泡消火薬剤貯蔵容器の材質、板厚の変更 放出口の材質変更 耐食加工法の変更 表示事項の内容の変更 圧力計の変更 寸法の変更 配線回路の変更
--

第4 試験確認業務に関する手続き等

1 申請

試験確認を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に次表に定める書類を添えて申請するものとする。この場合において申請書は、正副2通をそれぞれ日本工業規格A4の大きさのファイルにより一括編てつするものとする。

区 分	備 考
設 計 図	構造、主要寸法、部品名及び材質等を明らかにしたもので、外形図、組立図、系統図等をいう。
仕様・構造説明書	別紙1
社内試験成績書	社内で行った検査の成績表
社外試験成績書	公的機関等で行った検査の成績表

2 試験確認の実施

協会は、申請書類の審査を行った後、試験確認実施要領に示す方法によって立会による試験確認（軽変更の場合を除く。）を実施するものとする。

3 試験確認結果の通知

試験確認の結果については、申請者に対し別記様式第2の試験確認結果通知書により通知するものとする。

この場合において、試験確認の結果が不適合の場合には、当該試験確認結果通知書にその理由を記載するものとする。

4 重変更に係る試験確認

(1) 重変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第3の申請書に、第4、1の規定に準じて重変更に係る必要書類を添えて協会に申請するものとする。

(2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、第4、2の規定に準じて重変更に係る試験確認を実施するものとする。

(3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の試験確認結果通知書により通知するものとする。

5 軽変更に係る試験確認

(1) 軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第4の申請書に、第4、1の規定に準じて軽変更に係る必要書類を添えて協会に申請するものとする。

(2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、申請図書によって軽変更に係る審査を実施するものとする。

(3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の試験確認結果通知書により通知するものとする。

6 軽微変更

協会の試験確認を受けた固定泡消火設備について表示事項の位置の変更等重変更又は軽変更該当しない軽微な変更を行おうとする者は、あらかじめ協会に届け出るものとする。

7 型式試験確認済証（貼付ラベル）等の交付

(1) 協会の試験確認を受けた型式と同一型式のものを製造し又は販売しようとする場合にあっては、別記様式第5の型式試験確認済証及び別記様式第6の放出口試験確認済証の交付を受け、これを貼付しなければならない。

(2) 型式試験確認済証及び放出口試験確認済証の交付を受けようとする者は、別記様式第7の申請書により、協会に申請するものとする。

(3) 協会は、申請に係る固定泡消火設備が試験確認を受けたものと同一の型式であると認めるときは、型式試験確認済証及び放出口試験確認済証を交付するものとする。この場合において、協会は、確認のために必要な調査を行うことができるものとする。

8 型式試験確認の証明書の発行

型式試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

第5 手数料

1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 第4. 1に定める試験確認

1型式につき 300,000円

(2) 第4. 4に定める重変更の試験確認

1型式につき 210,000円

(3) 第4. 5に定める軽変更の試験確認

1型式につき 44,000円

(4) 第4. 7に定める型式試験確認済証の交付

1枚当たり 550円

(5) 第4. 7に定める放出口試験確認済証の交付

1枚当たり 50円

2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第6 雑則

1 書類等の返還

協会は、試験確認申請、重変更申請及び軽変更申請の際に提出された書類のうち、副本1部を試験確認終了後に申請者に返還するものとする。

2 立会による試験確認の場所等

立会による試験確認は、次により実施するものとする。

(1) 試験場所

あらかじめ申請書によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担で準備するものとする。

3 協会による調査等

既に、協会の行う試験確認を受けた固定泡消火設備について疑義が生じ、調査の必要があると協会が判断した場合においては、協会はその旨を申請者に通知し、調査を行うことができるものとする。

4 試験確認結果の取消し等

協会は、この規程に基づく確認試験に関し、著しく不適当な行為があると認めるときは、次により必要な措置を講ずるものとする。

(1) 試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、試験確認に適合した旨の通知又は当該試験確認に係る証明を取り消すことができる。

ア 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたとき

イ 試験確認を受けた固定泡消火設備について、試験確認を受けずに型式区分を変更し、又は試験確認を受けずに重変更又は軽変更に応ずる変更をした者が、既に交付を受けている試験確認結果通知書、試験確認証明書、型式試験確認済証又は放出口試験確認済証を使用したとき

ウ 交付を受けた試験確認結果通知書、試験確認証明書、型式試験確認済証又は放出口試験確認済証を不正に使用し、若しくは改ざんし、又はこれらを偽造したとき

エ 第4.7(3)又は第6.3に定める調査を拒否し、若しくは妨害し、又は当該調査に関して協会が必要と認める資料の提出若しくは書面による報告を求めた場合にこれを拒み、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の報告をしたとき

オ その他この規程に基づく試験確認業務に関し、故意若しくは重大な過失により協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき

(2) 協会は、前号に定める試験確認結果の取消し等を行おうとするときは、あらかじめ、試験確認を受けた者にその旨を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(3) (1)の試験確認結果の取消し等は、原則として文書により試験確認を受けた者に通知するものとする。

(4) 前号の通知を受けた者は、試験確認結果の取消し等を受けた固定泡消火設備に型式試験確認済証及び放出口試験確認済証を貼付してはならない。

5 変更事例外変更の取扱い

協会は、第3.5アに掲げる重変更又は第3.5イに掲げる軽変更のいずれにも該当しない変更であっても、現行基準等からみて試験確認をする必要があると協会が判断した事項が生じた場合、その旨申請者に通知するとともに、協議のうえ重変更又は軽変更の区分を行い、第4.4又は第4.5によって変更に係る試験確認を行うものとする。

附 則（平成10年3月13日危保規程第6号）

1 この業務規程は、平成10年3月13日から施行する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第23号）

1 この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（令和3年10月20日危保規程第27号）

1 この業務規程は、令和3年12月1日から施行する。

